

## 役員等の報酬・出張旅費等に関する規則

### (総 則)

第1条 学校法人清風学園寄付行為第5条及び第24条に規定する役員・評議員（以下「役員等」という）の報酬・出張旅費等は、この規則に定めるところによる。

### (報 酬)

第2条 役員等の報酬の額は、別記金額の範囲内で理事長が定める。

### (出張旅費等)

第3条 役員等の出張旅費等は、別記に定める通りとする。

### (支給方法)

第4条 報酬及び出張旅費等の支給方法は、職員の例による。

## 付 則

1. この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
2. 平成5年4月1日一部改正。
3. 平成12年5月30日一部改正。
4. 令和2年4月1日一部改正。
5. 令和2年5月26日一部改正。

別記

役員等の報酬の額

役 職	金 額	摘 要
理 事 長	27,000,000円以内	年 額
専 務 理 事	20,000,000円以内	年 額
理 事	16,000,000円以内	年 額
監 事	5,000,000円以内	年 額
評 議 員	2,000,000円以内	年 額

役員等の出張旅費

	日 当	宿泊費	旅 費	その他	海外出張 手当
理 事 長	10,000円	30,000円	新幹線(グリーン) 飛行機国内線(プレミアムクラス) 〃 国際線(ビジネスクラス)	タクシー 使用可	30,000円
専務理事 校 長	10,000円	30,000円	新幹線(グリーン) 飛行機国内線(プレミアムクラス) 〃 国際線(ビジネスクラス)	タクシー 使用可	30,000円
理 事 監 事 評 議 員 副 校 長	10,000円	20,000円	新幹線(グリーン) 飛行機国内線(プレミアムクラス) 〃 国際線(ビジネスクラス)	タクシー 使用可	20,000円

※夫人同伴の場合は、夫人にも同基準を適用する。

※日当は宿泊を伴う場合にのみ支給する。

※旅費申請時と実際の出張の際に、宿泊の有無・日当の要否・利用交通手段などが異なる場合は、必ず再申請もしくは申請内容の修正を行う。

※出張等の終了後には、交通手段・宿泊場所などに係る領収証等を必ず提出する。